

**黒石市**

**第7期障がい福祉計画**

**第3期障がい児福祉計画**

**【計画期間 令和6年度～令和8年度】**

**令和6年3月  
黒石市**



『地域での自立を支え、

ともにいきいきと暮らせる社会をめざして』

近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進んでいる中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化してきており、全ての障がい者が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本市においても、障がい者のための施策に関する基本的な計画として総合的な施策を定め6年間を計画期間とする「第2期障がい者支援計画」及び障がい福祉サービス等の見込量を設定し3年間を計画期間とする「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、障がい者施策を進めてまいりました。

本計画においては、国の指針に基づき、前期計画からの継続事項である「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障がい福祉サービス等の質の向上」、「障がい児支援の提供体制の整備等」の成果目標を設定し、障がい福祉サービス等や障がい児通所サービス等の推進及び地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

また、第2期障がい者支援計画の基本理念である「地域での自立を支え、ともにいきいきと暮らせる社会をめざして」を念頭に置き、障がい者の自立と社会参加のための施策を進め、多様化するニーズに対応してまいりたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

黒石市長 高 樋 憲



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画策定の体制 .....	4
5 持続可能な開発目標（SDGs）について .....	4
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 人口の状況 .....	6
2 各種障害者手帳の所持状況 .....	7
3 身体障がい者の状況 .....	8
4 知的障がい者の状況 .....	9
5 精神障がい者の状況 .....	11
6 障がい支援区分の認定者数の推移 .....	12
<b>第3章 障がい福祉計画</b> .....	<b>14</b>
1 成果目標 .....	14
2 障がい福祉サービス等の推進 .....	18
3 地域生活支援事業 .....	25
<b>第4章 障がい児福祉計画</b> .....	<b>34</b>
1 成果目標 .....	34
2 障がい児通所サービス等の推進 .....	35
<b>資料編</b> .....	<b>38</b>
1 計画の策定経過 .....	38
2 黒石市障害者福祉計画策定委員会 .....	39
3 黒石市障害者福祉計画検討委員会 .....	41
◇市民アンケート調査結果 .....	42

## 「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合を除き、「障害」を「障がい」という表記を用いています。



# 第1章 計画の基本的な考え方





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

黒石市では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和2年3月に「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うために、令和4年には障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障がい福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このような国の障がい者施策の動向、黒石市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証、国の基本指針及び近年行われた障がい者に関する制度改革を基に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1)障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、黒石市での障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

#### 障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (2)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

#### 児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 児童福祉法 第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

### (3)他計画との関係

この計画は、国及び県の基本方針を踏まえるとともに、「黒石市総合計画」を上位計画とし、「黒石市地域福祉計画」、「黒石市障がい者支援計画」、「黒石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「黒石市子ども・子育て支援事業計画」、「健康くろいし 21」との整合性を考慮し策定するものです。

### 3 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等によって柔軟な期間設定が可能となっています。

本市では上記を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
第2期障がい者支援計画						第3期障がい者支援計画		

### 4 計画策定の体制

障害児(者)関係団体、保健・福祉関係者等の参画により設置されている「黒石市障害者福祉計画策定委員会」において、計画内容の審議を行いました。

### 5 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。



## 第2章 障がい者を取り巻く状況



## 第2章 障がい者を取り巻く状況

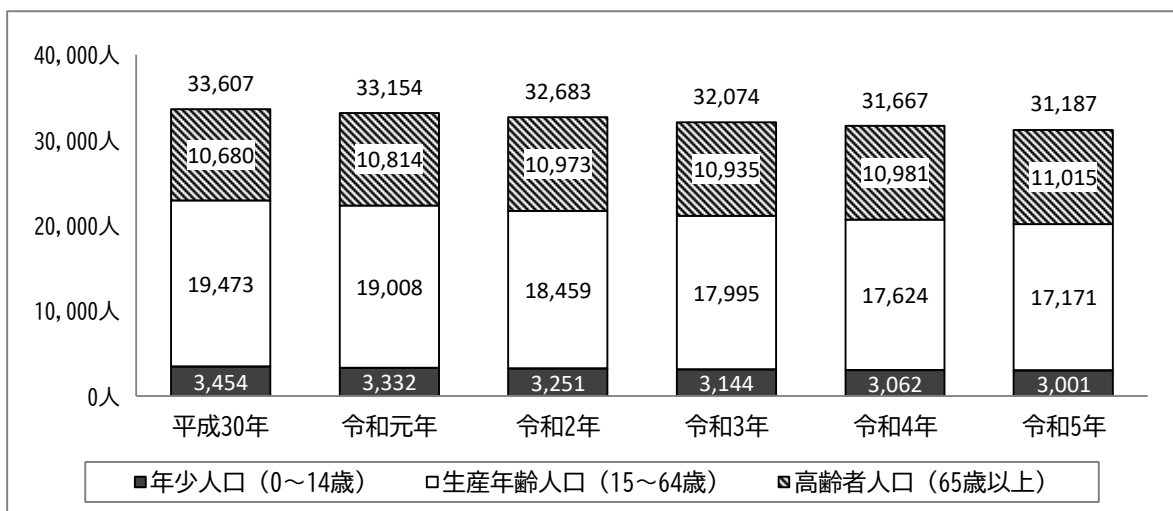
### 1 人口の状況

黒石市の総人口は、平成30年の33,607人から令和5年の31,187人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口(0～14歳)	3,454	3,332	3,251	3,144	3,062	3,001
生産年齢人口(15～64歳)	19,473	19,008	18,459	17,995	17,624	17,171
高齢者人口(65歳以上)	10,680	10,814	10,973	10,935	10,981	11,015
総人口	33,607	33,154	32,683	32,074	31,667	31,187



各年 10月1日現在

## 2 各種障害者手帳の所持状況

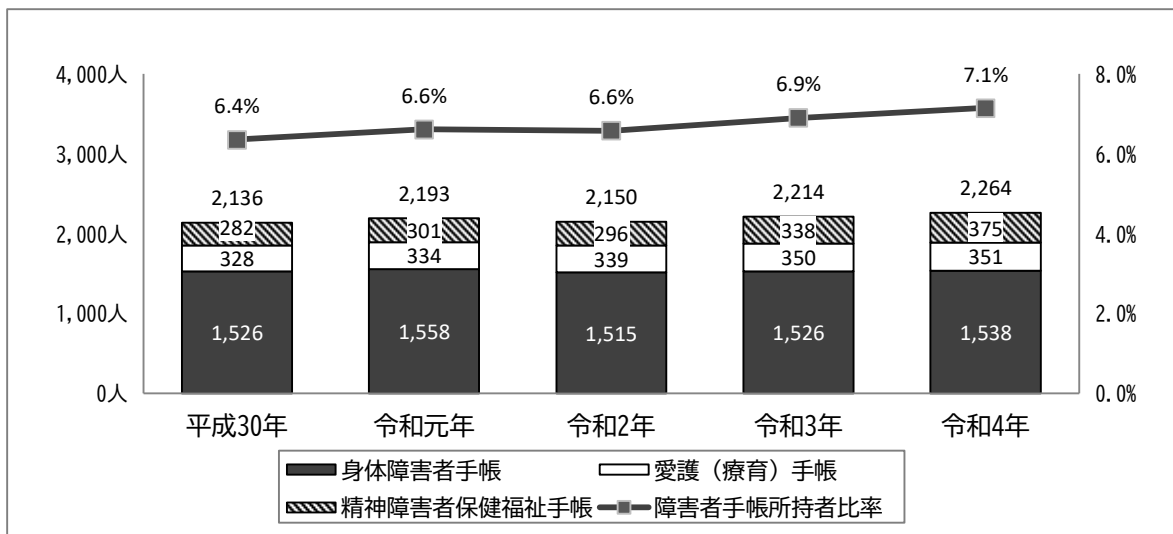
障害者手帳所持者は、平成30年の2,136人から令和4年の2,264人と年ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率も、平成30年以降増加傾向で推移しており、令和4年には7.1%となっています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
身体障害者手帳	1,526	1,558	1,515	1,526	1,538
愛護(療育)手帳	328	334	339	350	351
精神障害者保健福祉手帳	282	301	296	338	375
障害者手帳所持者数	2,136	2,193	2,150	2,214	2,264
障害者手帳所持者比率	6.4%	6.6%	6.6%	6.9%	7.1%



各年4月1日現在



### 3 身体障がい者の状況

#### (1) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成30年の1,526人から令和5年の1,443人と年ごとの増減はあるものの、減少しています。

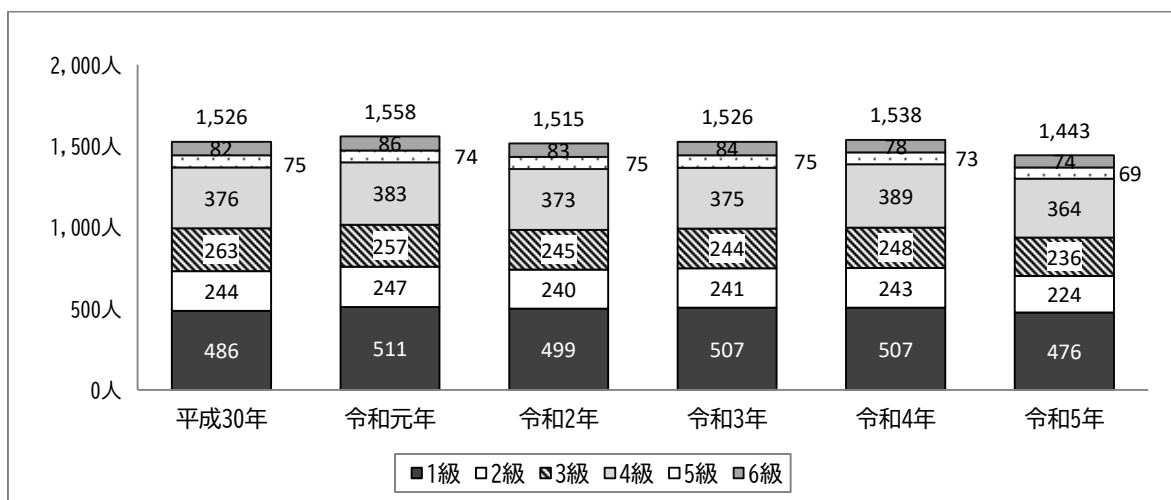
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「1級」が476人で最も多く、次いで「4級」の364人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	486	511	499	507	507	476
2級	244	247	240	241	243	224
3級	263	257	245	244	248	236
4級	376	383	373	375	389	364
5級	75	74	75	75	73	69
6級	82	86	83	84	78	74
合 計	1,526	1,558	1,515	1,526	1,538	1,443



各年4月1日現在

## 4 知的障がい者の状況

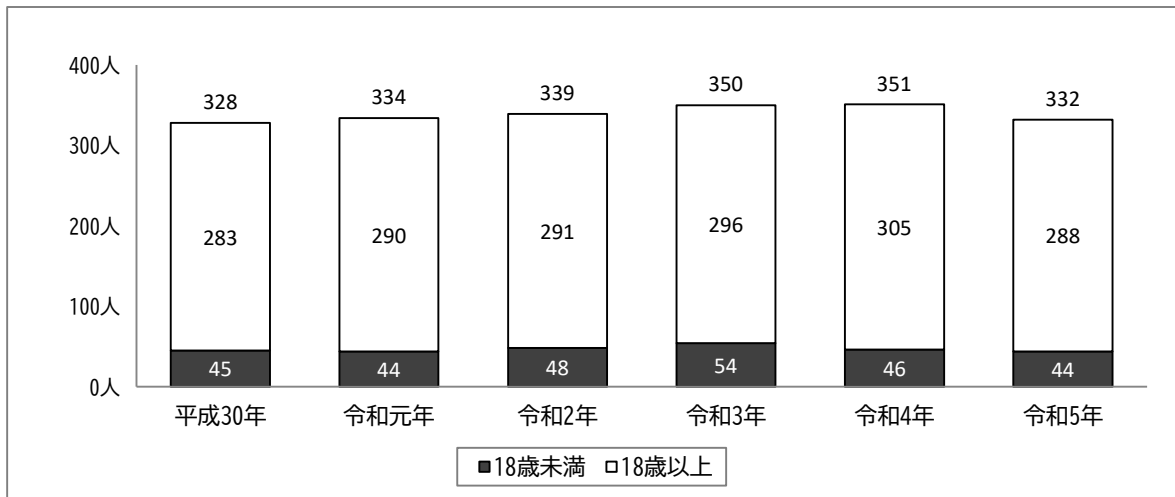
### (1) 年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

愛護(療育)手帳所持者は、平成30年の328人から令和4年の351人まで、増加傾向で推移していましたが、令和5年に減少し332人となっています。

年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	45	44	48	54	46	44
18歳以上	283	290	291	296	305	288
合計	328	334	339	350	351	332



各年4月1日現在

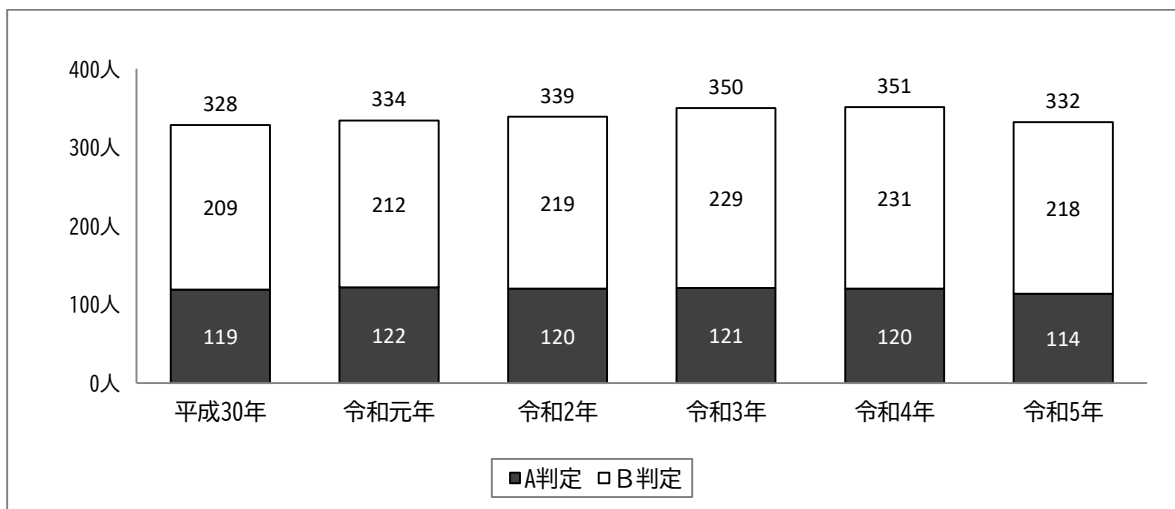
(2)障がい程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

等級別愛護(療育)手帳所持者数をみると、令和5年ではA判定114人、B判定218人となっています。

障がい程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定(重度)	119	122	120	121	120	114
B判定(中・軽度)	209	212	219	229	231	218
合 計	328	334	339	350	351	332



各年4月1日現在

## 5 精神障がい者の状況

### (1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年の282人から令和4年の375人と年ごとの増減はあるものの、増加しています。

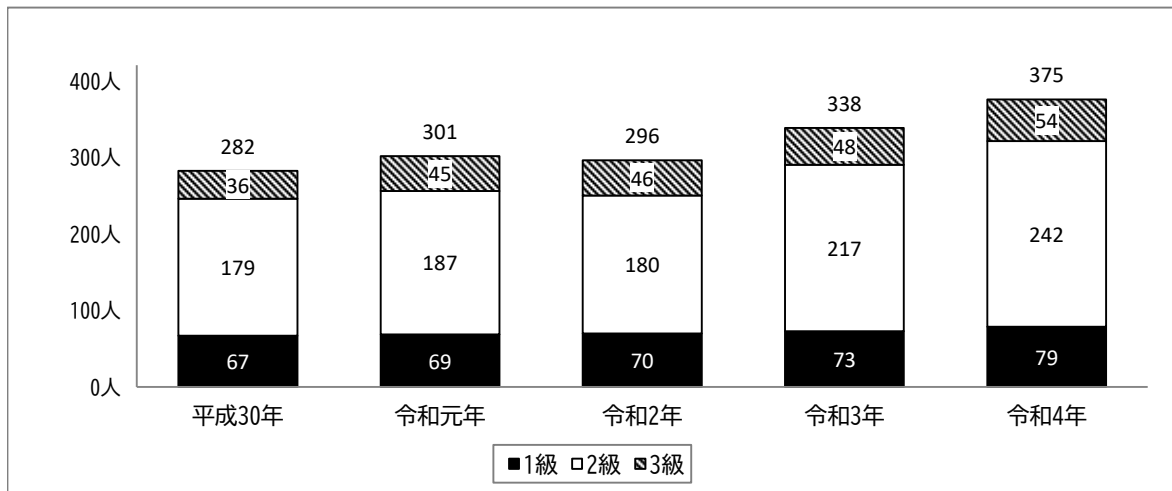
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全ての等級において増加傾向で推移しており、令和4年では、「1級」79人、「2級」242人、「3級」54人となっています。

(等級は、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	67	69	70	73	79
2級	179	187	180	217	242
3級	36	45	46	48	54
合 計	282	301	296	338	375



各年3月31日現在

## 6 障がい支援区分の認定者数の推移

障がい支援区分の認定者数は、平成30年の107人から年ごとにばらつきがみられ、令和4年には109人となっています。

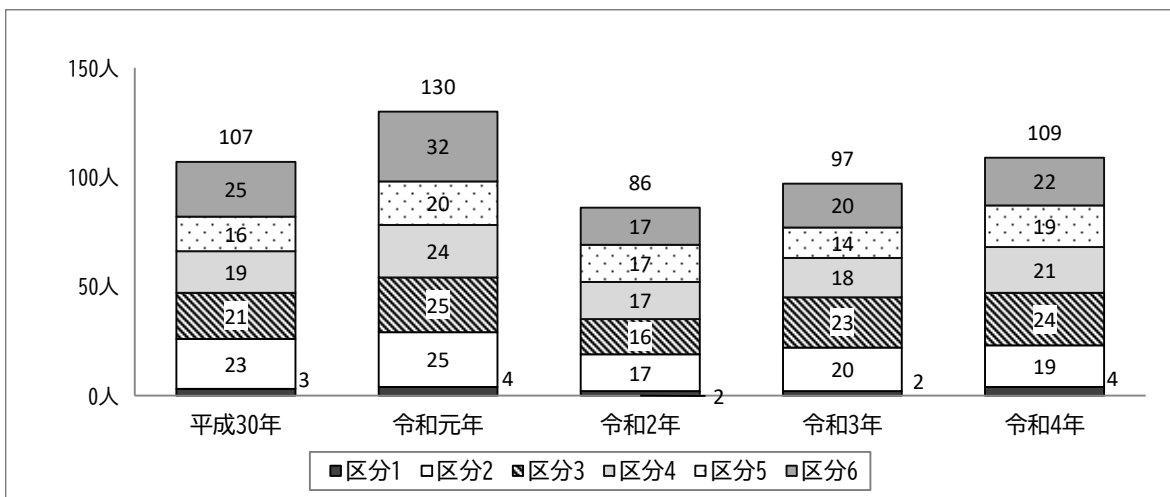
区分別の認定者数をみると、令和4年には「区分3」が24人で最も多く、次いで「区分6」の22人となっています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

障がい支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
区分1	3	4	2	2	4
区分2	23	25	17	20	19
区分3	21	25	16	23	24
区分4	19	24	17	18	21
区分5	16	20	17	14	19
区分6	25	32	17	20	22
合 計	107	130	86	97	109



各年3月31日現在



## 第3章 障がい福祉計画





## 第3章 障がい福祉計画

### 1 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末の福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%以上削減することを基本とする。
- ②令和 4 年度末時点の福祉施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することとする。

##### 【本市における成果目標】

- ①令和 4 年度末時点の人数から 5%削減することを目標とします。
- ②令和 4 年度末の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	70 人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	4 人	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込人数
	5.7%	
【目標】地域生活移行者数	5 人	令和4年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込人数
	7.1%	
【見込み】施設入所者	60 人	令和8年度末時点の施設入所者数

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数…325.3 日以上
- ②精神病床における1年以上入院患者数
- ③精神病床における早期退院率…3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

### 【本市における成果目標】

保健所管内8市町村と関係者が集まった協議の場で話し合われたことを、地域自立支援協議会で検討し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。

## (3)地域生活支援の充実

### 【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和 8 年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【本市における成果目標】

- ①地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など、地域の実情に応じて地域生活支援拠点等の整備について、地域自立支援協議会を活用し検討していきます。
- ②強度行動障がいを有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	0 人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	1 人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の 1.28 倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	0 人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	1 人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の 1.31 倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	1 人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	1 人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の 1.29 倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	0 人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	1 人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の 1.28 倍以上

③就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援事業	0人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業	1人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	-%	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

##### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 【本市における成果目標】

本市では、基幹相談支援センターの設置はしていませんが、総合的・専門的な相談支援に対応するための充実を図ります。

#### (6) 障がい福祉サービス等の質の向上

##### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

##### 【本市における成果目標】

障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析活用し、事業者との情報共有等、今後の体制づくりに努めます。

## 2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定します。

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	489	517	511	514	514	514
人/月	59	59	59	59	59	59

※時間/月:月間のサービス提供時間 人/月:月間の利用人数

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	4	4	4
人/月	0	0	0	1	1	1

※時間/月:月間のサービス提供時間 人/月:月間の利用人数

#### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	2	2	2	2	2	2
人/月	1	1	1	1	1	1

※時間/月:月間のサービス提供時間 人/月:月間の利用人数

## ④行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	4	8	8	8
人/月	0	0	1	2	2	2

※時間/月:月間のサービス提供時間 人/月:月間の利用人数

## ⑤重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行う事業ですが、サービスを提供できる事業者が当市には無いため、支援体制の整備に向けた検討をすすめていきます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,544	2,666	2,860	2,904	2,948	2,992
人/月	120	124	130	132	134	136

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

②自立訓練

②-1 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	66	108	108	108	108	108
人/月	3	5	5	5	5	5

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

②-2 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	22	22	22
人/月	0	0	0	1	1	1

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

## ③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

## ④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	44	41	51	61	61	61
人/月	5	4	5	6	6	6

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

## ⑤就労継続支援

## ⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	703	644	662	682	682	682
人/月	34	31	32	33	33	33

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

## ⑤-2 就労継続支援(B型)

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,940	1,980	2,050	2,200	2,200	2,200
人/月	99	100	105	110	110	110

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数



⑥就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

※人/月:月間の利用人数

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	7	9	10	10	10	10

※人/月:月間の利用人数

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

⑧-1 短期入所(福祉型)

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	85	58	70	70	70	70
人/月	4	8	10	10	10	10

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

⑧-2 短期入所(医療型)

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	10	10	10
人/月	0	0	0	1	1	1

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

## (3) 居住系サービス

## ① 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	52	52	54	56	58	60

※人/月: 月間の利用人数

## ② 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	69	70	71	70	68	66

※人/月: 月間の利用人数

## ③ 自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

※人/月: 月間の利用人数

(4)相談支援事業(サービス利用計画作成)

①計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	58	59	60	61	62	63

※人/月:月間の利用人数

②地域移行支援

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	0	1	2	2	2

※人/月:月間の利用人数

③地域定着支援

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### (1) 必須事業

##### ① 相談支援事業

##### ①-1 障がい者相談支援事業

障がい者とその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

現在、相談支援事業は市内1か所と弘前市6か所、平川市1か所の相談支援事業者に委託しています。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

##### ①-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

##### ①-3 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	2	0	0	1	1	1

②意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

②-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実登録者数	13	13	13	13	13	13
実利用件数	153	169	130	150	150	150

②-2 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置者数	1	1	1	1	1	1

②-3 点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数	0	0	0	1	1	1

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠であり、障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

介護・訓練支援用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	3	0	2	2	2	2

自立生活支援用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	3	1	2	2	2	2

在宅療養等支援用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	6	3	5	5	5	5

情報・意思疎通支援用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	4	3	3	3	3	3

排泄管理支援用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	986	988	990	990	990	990

居宅生活動作補助用具

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付等延件数	1	1	1	1	1	1

④手話奉仕員養成事業

聴覚障がい等の交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	11	8	11	12	12	12
修了者数	7	5	9	10	10	10

⑤移動支援事業

障がいがあり、屋外への移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	28	34	31	32	32	32
延利用時間数	1,226	1,449	1,337	1,393	1,393	1,393

## ⑥地域活動支援センター事業

障がい者が通所しながら、創作活動、生産活動の機会提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

市では、市内 1 か所と弘前市 2 か所、平川市1か所にⅠ型、市内 1 か所にⅢ型を委託し、計 5 か所で計画的に実施してきました。事業の見直しを図りⅡ型は令和 2 年度から休止しています。

事業名	事業内容
基礎的事業	創作的活動、生産活動の機会を提供します。
機能強化事業	基礎的事業のほかに、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の類型に応じて次のことを行います。
Ⅰ型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進の普及啓発等を行います。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を行います。
Ⅲ型	運営年数と利用者数が一定以上の小規模作業所を支援する事業です。

## Ⅰ型(本市分)

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用者数	31	29	24	28	28	28

## Ⅰ型(他市町分)

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	8	10	9	10	10	10

## Ⅲ型(本市分)

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用者数	4	4	4	5	5	5



(2)任意事業

①福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅で生活することが困難な障がい者を、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、地域生活の支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

②日中一時支援事業

日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対し、日中の場の提供、見守り、社会適応訓練等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	23	38	30	32	32	32
延利用回数	1,342	1,642	1,864	2,000	2,000	2,000

③社会参加促進事業

③-1 スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

障がい者団体等が行うスポーツ・レクリエーション教室、大会等へ支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	1	1	1	1	1	1

③-2 芸術・文化講座開催等事業

障がい者団体等が行う芸術・文化講座、芸能大会等へ支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	0	0	0	1	1	1

## ③-3 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者に、広報の内容をボイスレコーダーに録音し、CDで配布します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施人数	3	3	2	2	2	2

## (3) 災害に対する市の単独事業

災害時における迅速な情報伝達と安否確認、避難誘導等の支援のための事業です。今後も広報等を通じて事業の通知と普及に努めます。

事業名	主な内容・対象者など
視聴覚障がい児(者)情報連絡事業	身体障害者手帳視覚障がい1級所持者又は聴覚障がい2級所持者に対し、災害などがあった場合、TEL、FAX、携帯電話(メール)などで情報を提供します。
災害時要援護者登録制度	障がい者や一人暮らしの高齢者等が、災害時などに地域の中で支援を受け、安心して暮らすことができるよう、制度の整備と適正な運用に努めます。

## (4) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

ヘルプマークは、発達障がい、内部障がい、知的障がいなど外見からは障がいがあると判断がつかない人が、身に付けることで障がいを有していることを知らせ、周囲から適切な配慮や支援が受けられるようにするためのマークです。また、ヘルプカードは災害時に連絡先や支援方法を確認できるカードです。

市では、平成28年10月から窓口で配布しています。今後も、広報等を通じてヘルプマーク・ヘルプカードの普及と啓発に努めます。

## ヘルプマーク

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布者数	12	16	18	20	21	22

## ヘルプカード

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布者数	12	16	18	20	21	22

## 第4章 障がい児福祉計画



## 第4章 障がい児福祉計画

### 1 成果目標

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

#### (1)障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

##### 【本市における成果目標】

- ①本市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築するとともに、保育・教育と連携し包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を検討していきます。
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、弘前圏域8市町村で設置した津軽地区医療的ケア児支援体制検討合同会議で協議を進めていきます。

## 2 障がい児通所サービス等の推進

障がいがある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいがある児童に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

### (1) 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	121	154	160	176	176	176
人/月	22	18	20	22	22	22

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

### (2) 医療型児童発達支援

障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	4	4	4
人/月	0	0	0	1	1	1

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

### (3) 放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	739	939	1,050	1,110	1,140	1,170
人/月	51	54	70	74	76	78

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用人数

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	16	24	32	40	40
人/月	0	6	6	8	10	10

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	4	4	4
人/月	0	0	0	1	1	1

※人日/月:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」 人/月:月間の利用

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

単位	実績(令和5年度は見込み)			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	21	15	20	24	26	26

※人/月:月間の利用





# 資料編

1. 計画の策定経過
2. 黒石市障害者福祉計画策定委員会
3. 黒石市障害者福祉計画検討委員会

◇市民アンケート調査結果



## 1 計画の策定経過

年月日	経過内容
令和5年8月中旬～ 9月8日	8/1 現在の手帳所持者、障がい福祉サービス利用者 500 人に対し、アンケート調査実施
令和5年12月26日	第1回策定委員会 (内容) ○辞令交付 ○アンケート調査報告について ○計画の素案について
令和6年1月29日	第1回検討委員会 (内容) ○アンケート調査報告について ○計画の素案について
令和6年2月1日	パブリックコメント実施 (令和6年2月1日～2月22日)
令和6年3月1日	第2回検討委員会 (内容) ○計画の原案について
令和6年3月4日	第2回策定委員会 (内容) ○計画の原案について
令和6年3月27日	新計画を市長に答申

## 2 黒石市障害者福祉計画策定委員会

任 期 令和5年12月26日 ～ 令和6年12月25日

委員長 鳴海 勝文 副委員長 横山 賢一

### ◎委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
社会福祉関係団体	鳴 海 勝 文	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会会長
	田 中 昭 一	黒石市ボランティア連絡協議会会長
障害者関係団体	乗 田 朋 宏	特定非営利活動法人あおぞら作業所代表理事
	小 笠 原 健	天使の森父母の会会長
	小山内 裕 子	黒石ろうあ協会会長
福 祉 施 設	横 山 賢 一	就労継続支援A型事業所 合同会社ワークスくろいし管理者
	猪 股 明	就労継続支援B型事業所せせらぎの園園長
	高 嶋 裕 子	山郷館サポートセンターくろいし管理者
	佐 藤 路 子	児童発達支援センター花りんご管理者
医療・雇用・教育機関	古 郡 華 子	医療法人来蘇圓会黒石あけぼの病院理事長
	佐 藤 英 雄	黒石公共職業安定所所長
	高 橋 寿	青森県立黒石養護学校校長
学 識 経 験 者	尾 崎 麻 理	青森県立保健大学健康科学部 社会福祉学科 助教
関 係 行 政 機 関	佐々木 順 子	黒石市健康福祉部長

### 黒石市障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成9年黒石市条例第1号）第3条の規定に基づき、黒石市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 関連分野を包括した黒石市障害者支援計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく黒石市障害福祉計画の策定に関する事項

(2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会福祉関係団体の代表者

(2) 障害者関係団体の代表者

(3) 福祉施設の代表者

(4) 医療・雇用・教育機関の代表者

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(答申)

第7条 委員長は、第2条第1号に規定する計画を策定したときは、速やかに、市長に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 3 黒石市障害者福祉計画検討委員会

委員長 佐々木 順子（健康福祉部長） 副委員長 今野 弘人（福祉総務課長）  
 委員 増川 由香理（健康推進課主幹） 池田 美奈子（介護保険課介護保険係長）  
 石田 達哉（黒石市包括支援センター主任社会福祉主事）  
 下山 真菜（福祉総務課主任主事） 佐藤 梓（福祉総務課主事）

#### 黒石市障害者福祉計画検討委員会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の素案を検討するため、黒石市障害者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものである。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- （1）黒石市障害者支援計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく黒石市障害福祉計画の素案作成に関する事項
- （2）その他委員会の目的達成のために必要な事項

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、黒石市障害者福祉計画策定委員会委員から若干名を選任するほか、次の各号に掲げる団体の職員をもって充てる。

- （1）社会福祉法人黒石市社会福祉協議会
- （2）障害福祉担当課
- （3）介護保険担当課

2 委員は、前条に規定する素案の検討が終了した時、任期が満了したものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会議は、委員長が招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布から施行する。

## ◇市民アンケート調査結果

「黒石市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定の基礎資料として、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。

### (1)調査概要

#### ①調査対象者

黒石市在住の「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「精神障害者手帳所持者」をお持ちの方

#### ②調査方法

郵送による配布、回収調査

#### ③調査時期

令和5年8月～9月

### (2)回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
500	221	44.2%

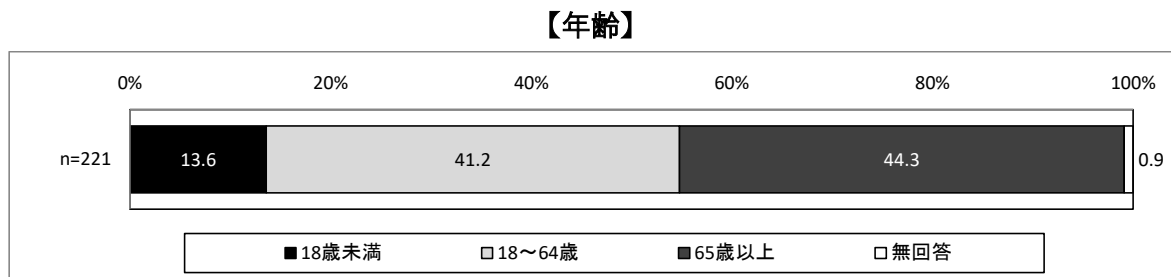
### (3)集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。

## (4) アンケート調査結果

## ① 年齢

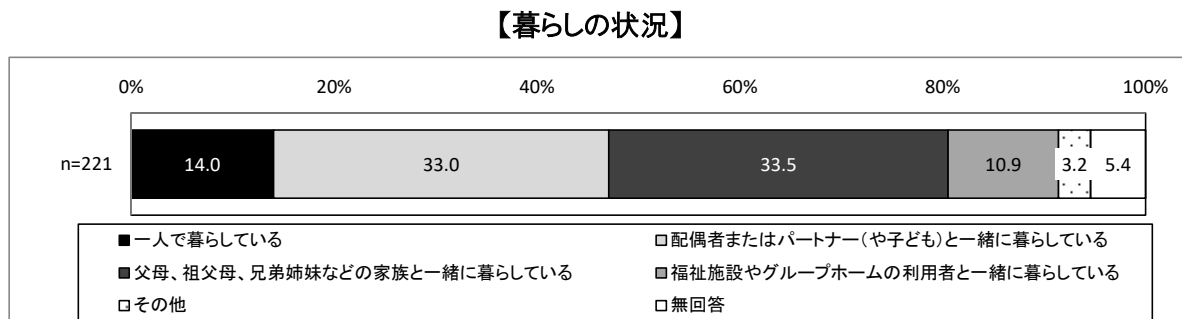
「65歳以上」が44.3%で最も多く、次いで「18～64歳」41.2%、「18歳未満」13.6%の順となっています。



## ② 暮らしの状況

現在、誰と暮らしているかとの問いでは、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が33.5%で最も多く、次いで「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」33.0%、「一人で暮らしている」14.0%の順となっています。

また、今後3年以内に誰と暮らしたいか確認したところ、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が36.2%で最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」31.2%、「一人で暮らしたい」17.2%の順となっています。

**【今後3年以内の希望】**

今後3年以内の希望	割合
一人で暮らしたい	17.2%
父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい	36.2%
配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい	31.2%
福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい	8.6%
その他	0.5%
無回答	6.3%

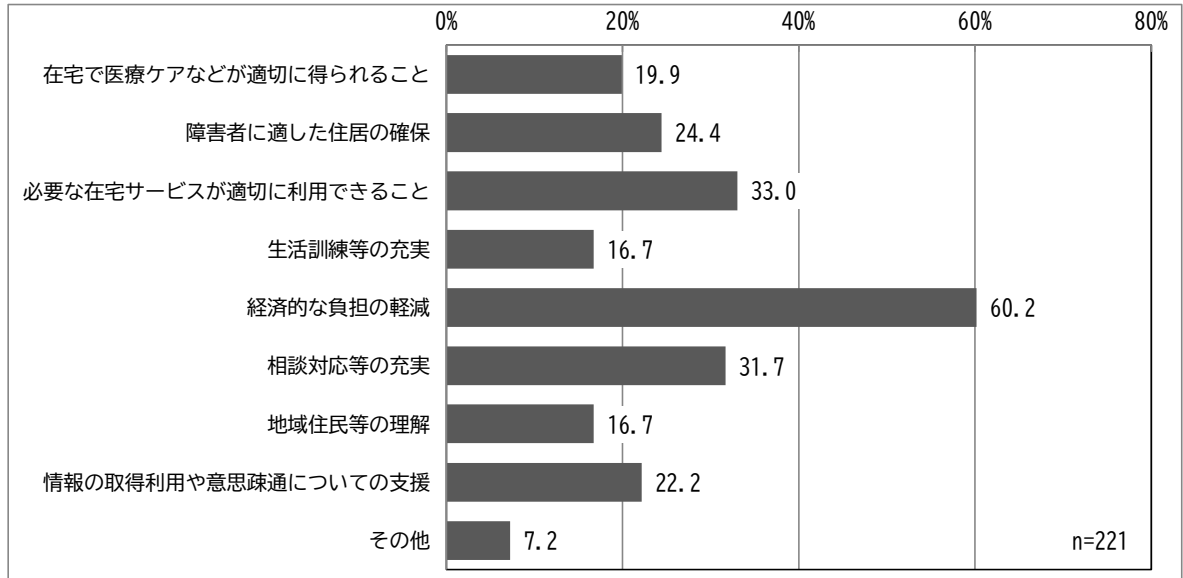
43



## ③希望する暮らしのために必要な支援(複数回答)

希望する暮らしのために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が60.2%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」33.0%、「相談対応等の充実」31.7%の順となっています。

【希望する暮らしのために必要な支援】

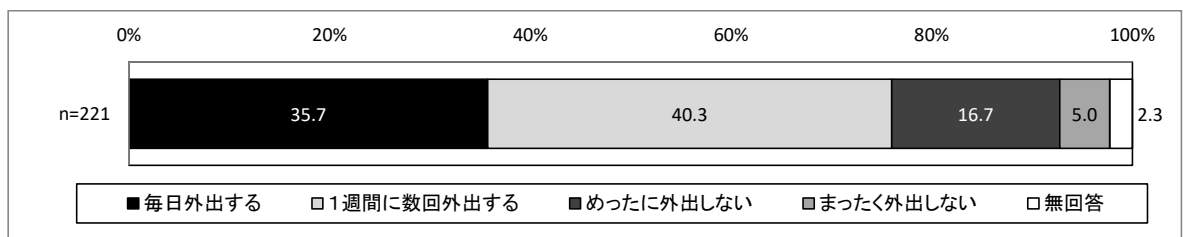


## ④外出頻度

1週間にどの程度外出しているかとの問いでは、「1週間に数回外出する」が40.3%で最も多く、次いで「毎日外出する」35.7%、「めったに外出しない」16.7%の順となっています。

1週間のうち数回でも外出する方の割合は7割以上となっていますが、2割強の方がほとんど外出されていない状況です。

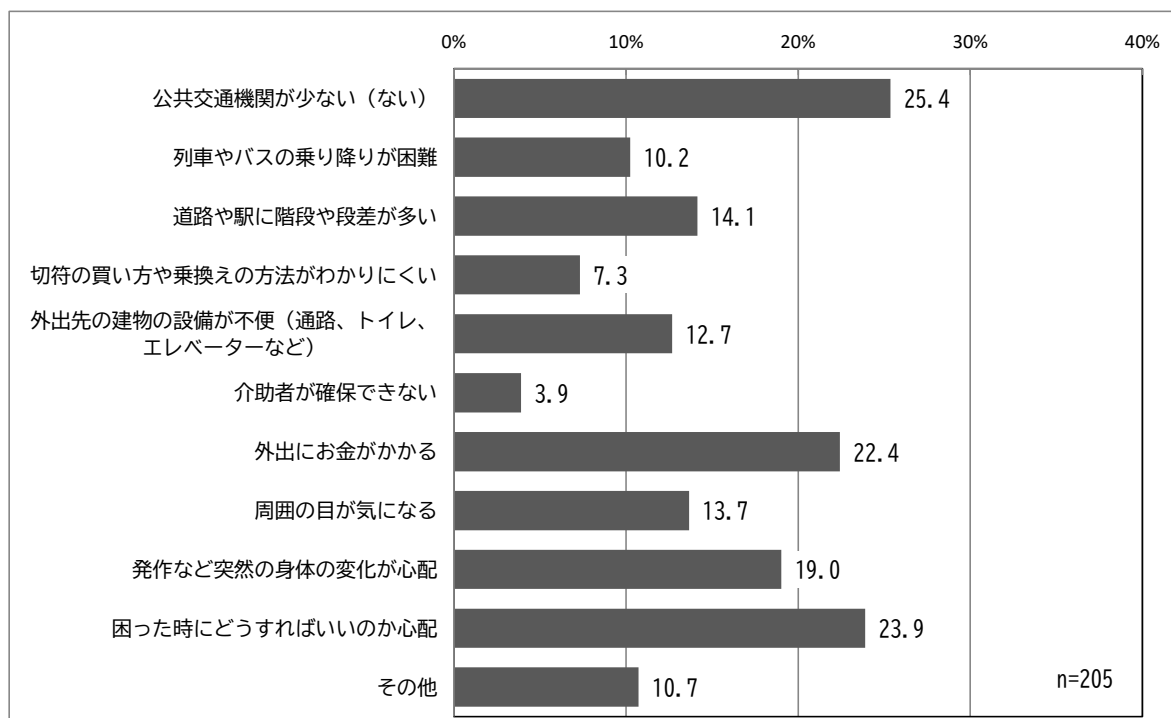
【外出頻度】



## ⑤外出の際に困ること(複数回答)

外出の際に困ることの問いに対しては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 25.4%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」23.9%、「外出にお金がかかる」22.4%の順となっています。

【外出の際に困ること】

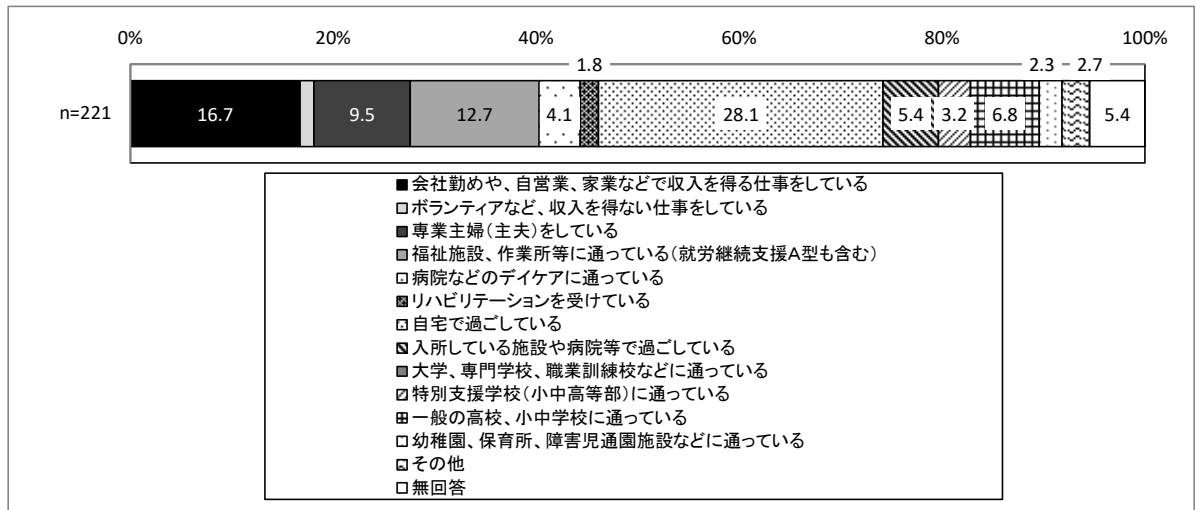


⑥ 日中の過ごし方

日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が 28.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」16.7%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」12.7%の順となっています。

「収入を得て仕事をしている」と回答した方は、全体の 2 割弱となっています。

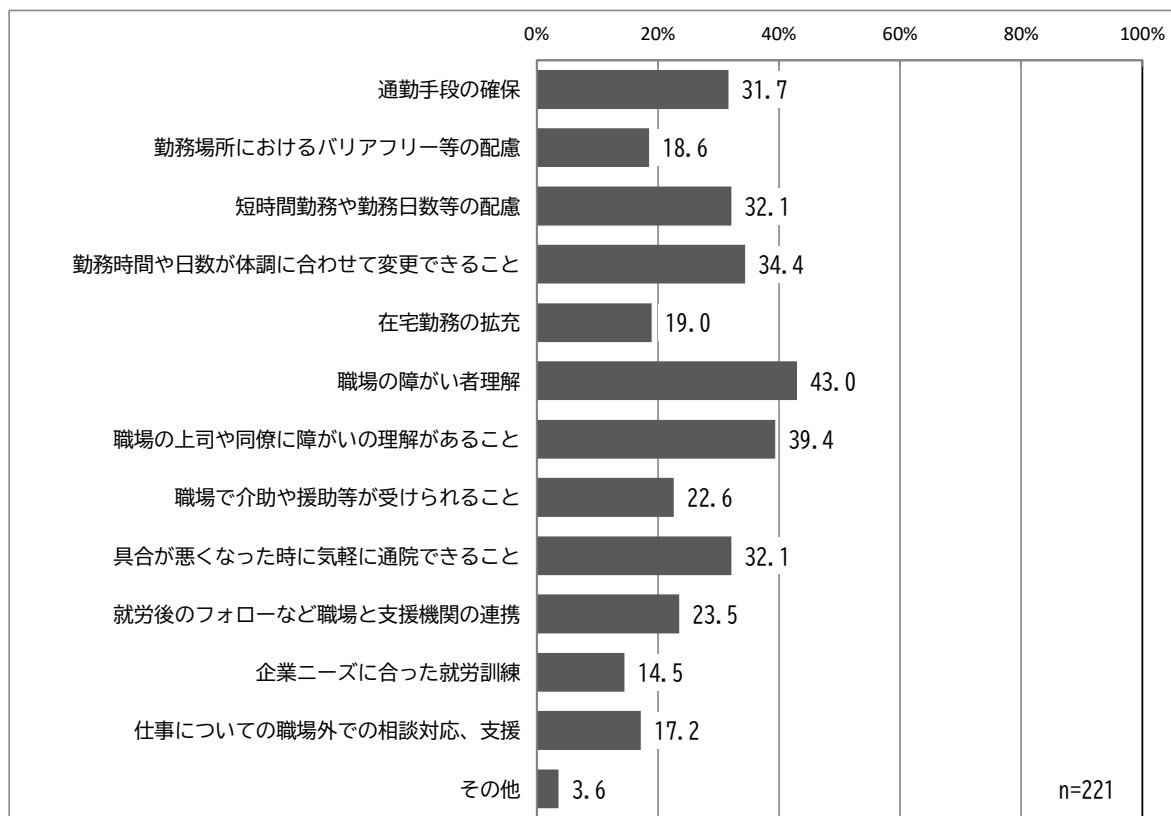
【日中の過ごし方】



## ⑦障がい者の就労支援として必要だと思うこと(複数回答)

障がい者の就労支援として必要だと思う事では、「職場の障がい者理解」が 43.0%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」39.4%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」34.4%の順となっています。

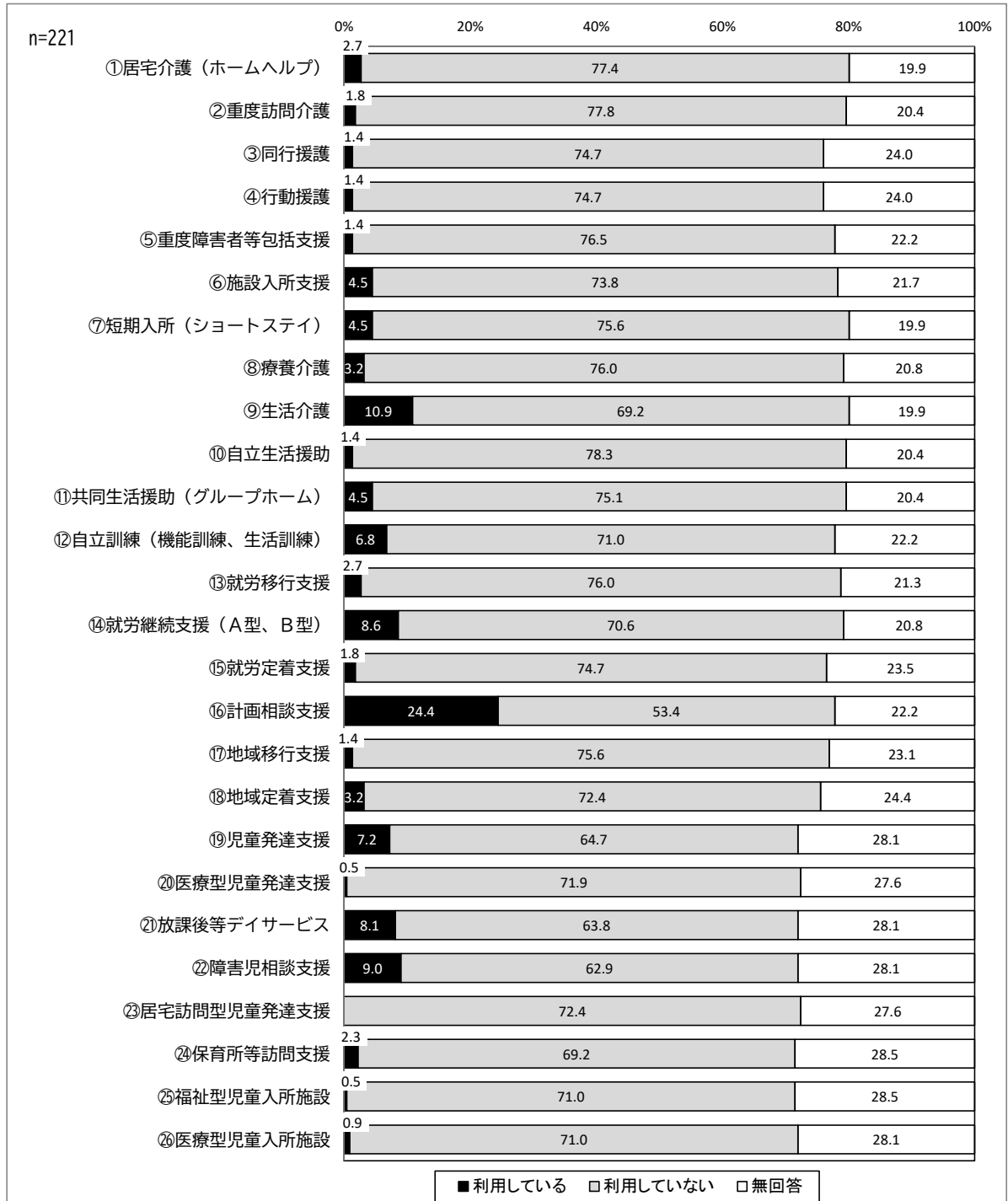
## 【障がい者の就労支援として必要だと思うこと】



⑧障がい福祉サービスについて

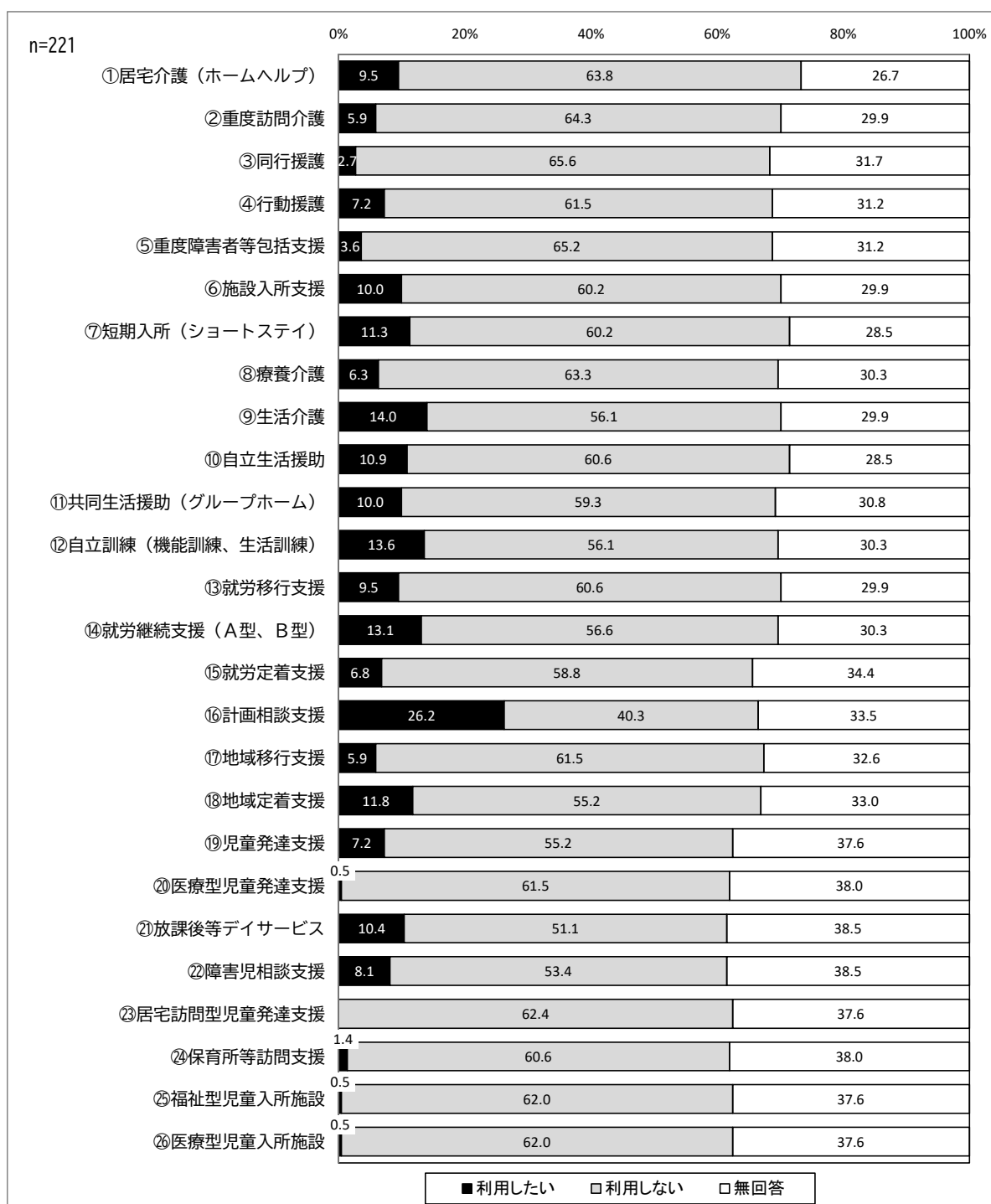
障がい福祉サービスの利用が多いサービスでは、「計画相談支援」が 24.4%で最も多く、次いで「生活介護」10.9%、「障害児相談支援」9.0%の順となっています。

【障がい福祉サービスの利用状況】



障がい福祉サービスの利用の希望が多いサービスでは、「計画相談支援」が26.2%で最も多く、次いで「生活介護」14.0%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」13.6%の順となっています。

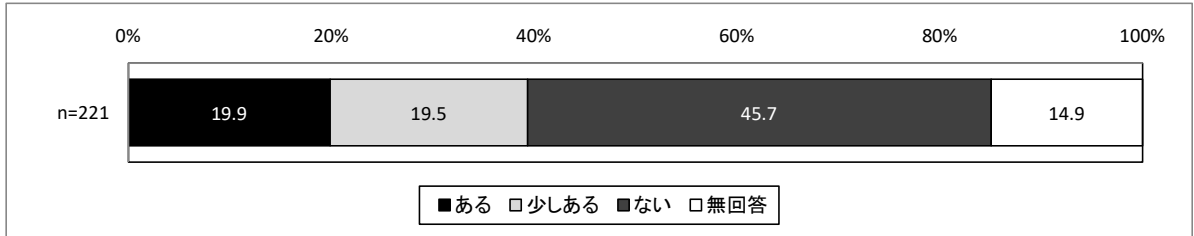
### 【障がい福祉サービスの利用希望】



⑨差別などの有無

障がいがあることによる差別や嫌な思いの有無では、「ない」が 45.7%で最も多く、次いで「ある」19.9%、「少しある」19.5%の順となっています。

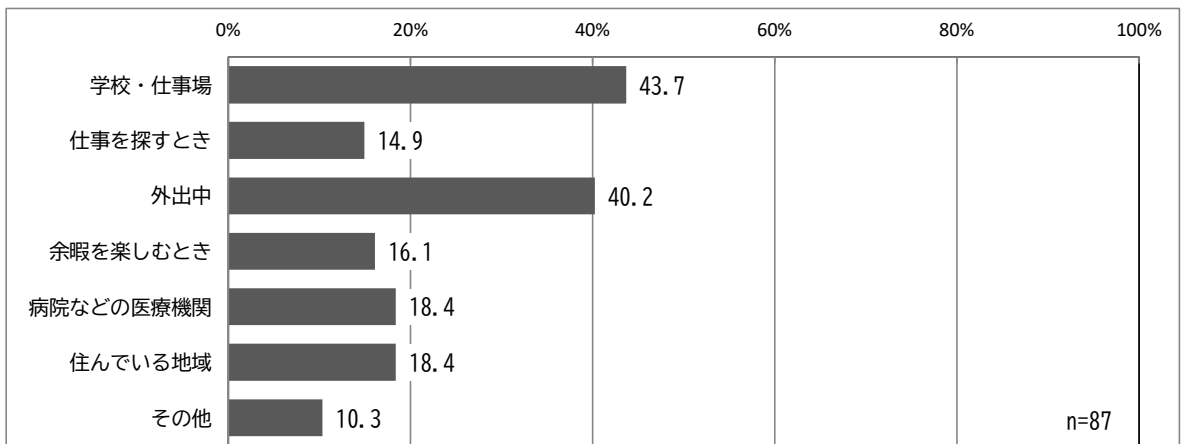
【差別などの有無】



⑩差別などを受けた場所

障がいがあることによる差別などを受けた場所では、「学校・仕事場」が 43.7%で最も多く、次いで「外出中」40.2%、「病院などの医療機関」「住んでいる地域」18.4%の順となっています。

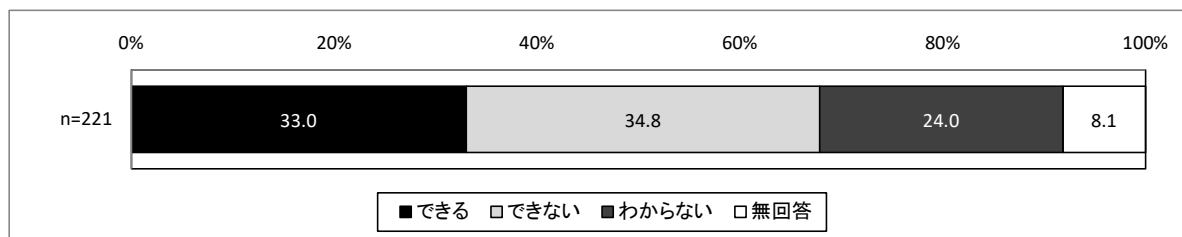
【差別などを受けた場所】



## ①災害時の避難

災害時に一人で避難できるかでは、「できない」が 34.8%で最も多く、次いで「できる」33.0%、「わからない」24.0%の順となっています。

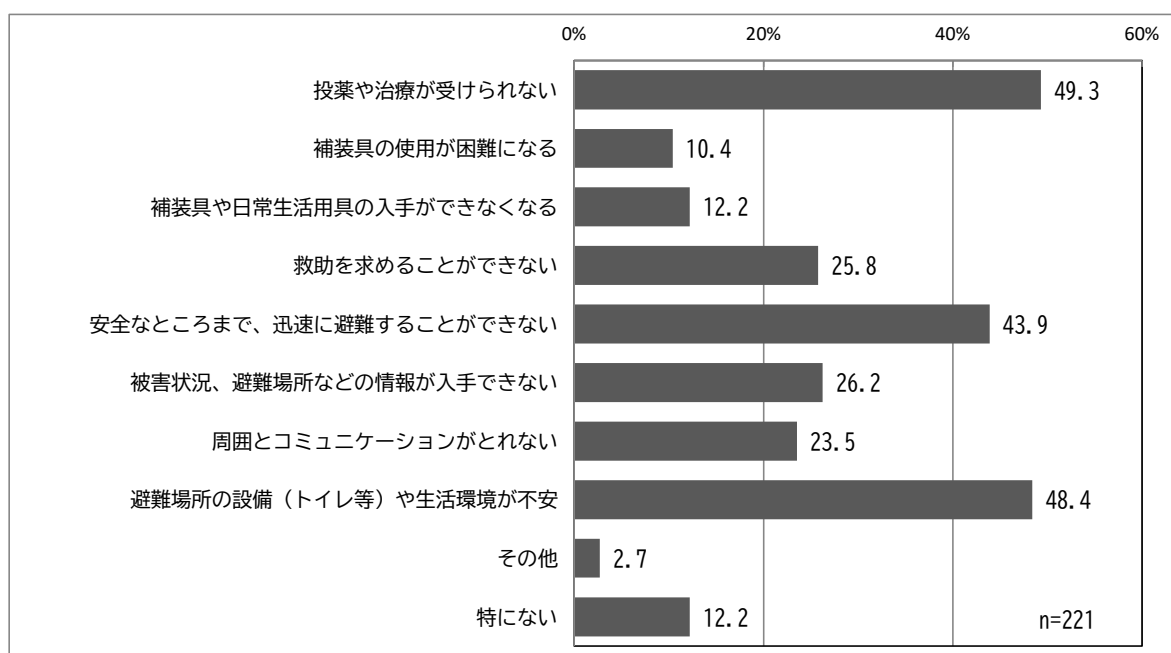
【災害時の避難】



## ②災害時に困ること

火事や地震等の災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」が 49.3%で最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」48.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」43.9%の順となっています。

【災害時に困ること】









黒石市の花・木・鳥

りんご/もみじ/セグロセキレイ 平成6年10月1日指定

黒石市

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

発行 黒石市

編集 黒石市健康福祉部福祉総務課

〒036-0396

黒石市大字市ノ町1 1番地1

TEL 0172-52-2111 (代表)